
令和 4 年 第 6 回 臨時会

上富良野町議会会議録

令和 4 年 1 1 月 2 8 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（11月28日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 議案第1号 令和4年度上富良野町一般会計補正予算（第6号）	2
○日程第 4 議案第2号 令和4年度上富良野町ラベンダー Heights 事業特別会計補正 予算(第5号)	6
○日程第 5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度上富 良野町病院事業会計補正予算（第5号））	7
○日程第 6 議案第4号 令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第6号)	8
○日程第 7 議案第5号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例	10
○閉 会 宣 告	10

令和4年第6回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)	11月28日	原案可決
2	令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第5号)	11月28日	原案可決
3	専決処分の承認を求めることについて(令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第5号))	11月28日	原案可決
4	令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第6号)	11月28日	原案可決
5	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11月28日	原案可決

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について 11月28日 1日間
第 3 議案第1号 令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)
第 4 議案第2号 令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第5号)
第 5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度上富良野町病院事業会計補正
予算(第5号))
第 6 議案第4号 令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第6号)
第 7 議案第5号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
-

○出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 元井晴奈君 | 2番 | 北條隆男君 |
| 3番 | 高松克年君 | 4番 | 中瀬実君 |
| 6番 | 中澤良隆君 | 7番 | 米沢義英君 |
| 9番 | 佐藤大輔君 | 10番 | 今村辰義君 |
| 11番 | 小林啓太君 | 12番 | 小田島久尚君 |
| 13番 | 岡本康裕君 | | |
-

○欠席議員(2名) 8番 荒生博一君 14番 村上和子君

○遅参議員(0名)

○早退議員(0名)

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	斉藤繁君	副町長	佐藤雅喜君
教育長	鈴木真弓君	総務課長	北川徳幸君
企画商工観光課	狩野寿志君	保健福祉課長	深山悟君
教育振興課長	谷口裕二君	ラベンダーハイツ所長	鎌田理恵君
町立病院事務長	長岡圭一君		

○議会事務局出席職員

局長 星野耕司君 主事 真鍋莉奈君

○総務課出席職員

主事 大井隆治君

午前10時00分 開会
(出席議員 11名)

◎開会宣告・開議宣告

○事務局長(星野耕司君) 村上議長から欠席届が出ていますので、地方自治法第106条第1項の規定により、岡本副議長が議長の職務を行います。

○副議長(岡本康裕君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は11名でございます。

これより令和4年第6回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎議会運営等諸般の報告

○副議長(岡本康裕君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(星野耕司君) 御報告申し上げます。

本臨時会は、11月25日に告示され、同日議案等の配布を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

本臨時会の案件は、町長から提出の議案5件であります。本臨時会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり、出席しております。

欠席議員の報告をいたします。8番荒生議員から欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

以上であります。

○副議長(岡本康裕君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○副議長(岡本康裕君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

4番 中 瀬 実 君

6番 中 澤 良 隆 君

を指名いたします。

○副議長(岡本康裕君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思ます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岡本康裕君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

◎日程第3 議案第1号

○副議長(岡本康裕君) 日程第3 議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川徳幸君) ただいま上程いただきました、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、この度、特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次配分額が示されたことから、入札執行に伴い事業費が確定した既存事業の財源調整を行うとともに、後年度に実施を検討していた、社会教育総合センターのアーリーナバスケットゴール取替工事及び卓球台、屋外テントの整備、ラベンダーハイツ厨房用備品、町立病院医療機器等の購入を前倒して実施するため、所要の補正をお願いするものでございます。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金に係る事業費の補正についてですが、先に御議決いただいた既存事業であります原油価格・物価高騰等総合緊急対策事業、高齢者世帯等生活支援事業、臨時福祉生活支援事業の3事業につきまして事業費の確定見込みに伴い減額補正をするとともに、プレミアム付き商品券発行事業について、今般の物価高騰等に対応するため発行枠を拡充するため、所要の補正をお願いするものです。

以上、申し上げた内容を主な要素とし財源調整を図ったうえで、不足する財源については予備費を充当して補正予算を調製したところでございます。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧ください。

議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)。

令和4年度上富良野町の一般会計の補正予算(第6号)

◎日程第2 会期の決定について

は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,087万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億4,195万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1頁をお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款国庫支出金1,123万7,000円。

16款道支出金36万円の減。

歳入合計、1,087万7,000円。

2、歳出。

2款総務費11万6,000円の減。

3款民生費1,206万円の減。

4款衛生費150万円の減。

7款商工費921万1,000円。

8款土木費13万2,000円の減。

9款教育費1,255万6,000円。

12款予備費8万2,000円の減。

歳出合計、1,087万7,000円。

次頁以降につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)の説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長(岡本康裕君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) お伺いいたします。

まず11頁目の精算残額整理という形で、なっておりますが、当初の計画戸数に対して、大体、支給された実績というのは、どのようになっているのか、未支給の部分もあわせて、それぞれの項目について、お伺いしておきたいというふうに思います。

次に15頁のプレミアム商品券についてであります。物価高騰の中で、こういった適時、消費を喚起するという形で、大変いいかというふうに思いますが、現行では何組ぐらい発行されるのか、この中には、諸経費等も含まれているというふうに思いますが、その内訳等はどのように

なっているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

あわせて、臨時創生の緊急交付金なんです。もう既に幾らか残高等があるのかどうか、あわせてお伺いいたします。ちょっと若干戻りますが、プレミアム付きの商品券、いいんですが、あわせて、こういう考え前から私は主張しておりますけれども、今多くの人たちが、この間、町もいろんな対策をとってきました。それは高く評価しておりますが、やはり物価高で今大変な状況を置かれております。そういう意味では本当に下水道料金、上下水道の基本料金等を免除するか減免するとか、あるいは、町民の方にこれから大変だということで、お米を消費とあわせて、そういったものを、世帯ごとに、また子どもがいる世帯については、そういうものとあわせて、配布するだとか、そういうものも、適時していかなければならない今、環境にあるというふうに思いますが、この点は政策的な部分もありますので、町長、どのようにお考えなのか、あわせてお伺いしておきたいと思っております。

○副議長(岡本康裕君) 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課(深山 悟君) 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

今回補正減額しました物価高騰等総合緊急対策事業ほか、あと3名の実績と見込み等々についての御質問かと思っております。まず原油価格、物価高騰等総合緊急対策事業、これ生活支援と言ってまして、町独自で5万円を給付するというようなことございました。計画数は、補正でお願いしたときに、あくまでその時点は計画だったんですけども290件を予定しておまして、今現在の実績は242件ということになっております。今回の補正で、名簿等々再チェックしまして、交付金を有効にプレミアムの方に、回すという言い方がちょっとあるかもしれないけれども、そちらの方で、27件減額しまして、実績の残ってる対象者が、21世帯の形になっております。

もう一つ、高齢者世帯等生活支援事業、これにつきましては道から半分来て、1万2,000円を交付するというようなものでございまして、その計画件数が、補正予算をお願いしたときには、1,010件予定してございました。今現在、11月18日現在の実績ということで、申し訳ございません。先ほども同じです。830件の実績がございまして、残った1,010件から830件を引きますので、残り180件ほどがまだ未申請という形になっております。

今回、名簿等々をチェックしまして、60件分を減額しているというように、補正の概要になってございます。

もう一つ、臨時福祉生活支援事業、高齢者等の冬的生活支援ということで、1万円を交付するというものでござ

います。これについてはほかの特別臨時交付金と違いまして、確認書の送付とかそういった手続ではなくて、住民に周知して、いわゆる福祉灯油と言われているものなんですけれども、申請行為によって行っているというような形の交付金でございます。こちらのほうは計画一応マックスで600円を補正でお願いしまして、今現在の実績は160件ということになっております。

今回、数年もやっておりますので、過去の状況等々も鑑みて、今回420件を減額させていただいたというような形でございます。

実際は、600件計画しておりましたけれども、今回の補正で420、減額して出しておりますので、対象が180件というような形になっているということでございます。実際今20件ほどが、まだ例年の過去の実績を踏まえて、名簿を見ると20件ぐらいが申請していないのかなという推測でございます。

以上、3つの特別交付金の実績と、あと残数というような形でございました。いずれにしても補正予算でお願いしてから、広報での周知、あと、確認書の送付、あと防災無線は全部適時で3回ほどやって周知をしているというような、周知の方法で今も動いてるということでございます。

以上でございます。

○副議長（岡本康裕君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 7番、米沢議員の御質問に御答えをいたします。国の商品につきましてはまず第1期ということで、7、133組の販売を行いました。

10月の臨時議会で、補正もさせていただき、1万4,000組程度ということで見込んでおりましたところ、11月の10日から15日に、予約を受け付けまして、6,183組ということで、約1万3,600程度、1万4,000件の予定よりは、若干余裕ができたぐらいになりました。今般の総務課長から説明ありました、物価高騰等によりましてその枚数をさらに、拡充した形で販売をしていきたいというふうに考えているところでございます。

今、受付している分につきましては12月1日からの販売ということになりますので、今回補正をお願いしている分につきましては、それが終わり次第、一般販売という形で、グルメクーポンで行ったような形で、同じような形でお1人様2組で、セットで一般販売という形で、商工会のほうに委託をいたしまして、本実施する予定となっております。あと事務費の内訳等についてですが、農協につきましては、印刷費、それから事務手数料、要するに、人件費、それから、これまでは無料で、郵便で周知したところですがちょっと時間がないので、あとは新聞折り込

み、それから防災無線等を使った形で行いたいと思っております。内訳につきましてそれをまとめてという形で、補正いたしまして、委託いたしまして、あと実施の段階で、数多くだけ、商品券を発行する形で進めていきたいというふうに考えているというところでございます。以上です。

○副議長（岡本康裕君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 7番米沢議員の、臨時創生交付金の、今段階での残高等についての御質問にお答えしたいと思います。

臨時創生交付金につきましては、今臨時会を含めて、計4回、補正をさせて、今、実施しているところでございます。その中で、既に交付限度額が示された部分については、あと約4,000万程度残っている状況でございます。これらについては、来月、予定しています。12月定例会で、それぞれ所要の補正をお願いするところでございます。

また、御存じだと思いますが、今まさに2次補正、臨時国会で今審議されているところですが、その中においても、臨時創生交付金の追加交付という形で盛り込まれています。その額が、おおむね5,000万程度かなというふうに今現在では推測されております。

その使途については、町長のほうからも、御答弁あると思いますか、今現在、特にまだ、限定していませんが、議員おっしゃられた内容等々、そのほかに、時代の今のニーズに合ったような施策を今検討中でございますので、御理解願いたいと思います。

以上でございます。

○副議長（岡本康裕君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。物価高騰対策、いろいろ議員おっしゃるとおり、米とか上下水道の減免等いろいろやってくる市町村もあるかと思います。そのような方法も決して否定するものでございません。

うちとしては、プレミアム商品券を出して、当然プレミアム分がありますので、その辺をうまく御利用して、各家庭において何が大変かというのは様々ですので、そのプレミアム利用してうまくやりくりしてほしいというのが私のお願いでございまして、いろいろ、米とか上下水道ありますので、そういう具体的なポイントを絞った対策も、今後必要かもしれません。そういうところは状況を見ながら今後進めていきたいという、そういうふう思っております。

以上です。

○副議長（岡本康裕君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 高齢者の冬の生活支援について、再度お伺いいたします。

申請が実践申請ということで、ちょっと予定よりも、少ないような気がします。

実際防災無線等でも、流れて、非常に周知はされているかというふうに思いますが、果たして私がそこに該当するかどうなのかということが、ひよっとしたらわからないという方がいらっしゃるのかなというふうに思います。そういう意味では、こういった対象者については、町が積極的に関わって、以前にも、情報が町の中にあるわけですから、そういった対象者が該当する対象者であれば、積極的にこちらのほうから、やっぱり寄附をとどけるだとか、聞いてやりとりするだとか、そういうのも必要ではないかなというふうに思いますが、この点、確認しておきたいというふうに思います。

あとについては、それぞれありますので、いろんな事例がありますので、どのケースがいいのかというところは非常に難しいところもありますので、あわせて積極的に、ぜひ考えていただければというふうに思います。

○副議長（岡本康裕君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課（深山 悟君） 7番米沢議員の御質問に御答えます。

今回高齢者等冬の生活支援につきまして、手続の形が違いますので、予定していても今の実績で、今回、減少しますので180件というような形で、対応のほうどうなんだということだと思います。これでほかの特別交付金の関係の部分と違いまして、ほか、所得で全部、調べられるというような形なんですけれども、今回この対象者については、所得のほうから年金等々も、所得でありまして、町のほうでは、そういった町で承知できない、ちゃんと把握できないものについて、年金等でそれで、積極的な周知ができないというような形で、現在も来ているところでございます。

あともう一つ周知につきましては、本町、民生委員さんのほうにも、あと定例会、毎月あるんですけどもお願いして、そういった困り事とかそういったような高齢者とかいろいろ声かけていることがあれば、積極的に相談に乗って市町の窓口のほうにというような周知でやっているとでございます。

いずれにしても、町からこれあなた対象ですから、申請してくださいという手続ができないものということで、御理解願いたいと思います。ただし町のほうでは、電話対応、あと民生児童委員さんの協力を得ながら、対象となるかどうかというような形で対応しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（岡本康裕君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 例えば民生児童委員さんと話合

いながらされてるということで、今までの要素と違うということではありますけれども、やはり非常にこれ重要な話で、やっぱりそういうものも含めて、やっぱり民生委員さん任せではないにしても、町がやっぱりきちっとした対応をしていかなければならないというふうに思うんですが確認いたします。

例えば民生児童委員さんに対して、生活保護世帯基準の1.2未満という形で、こちらでは、基準を示してありますが、そうしますと年齢によっても違いますが、単純にお伺いいたしますが、70歳で、単身で夫婦2人世帯という場合は、1.2倍の生活保護基準というのは、どの程度になるのか確認しておきたいと思います。そういう基準を民生委員さんにも示しながら、積極的に対応していただきたいということでやっている。恐らく基準は示してされてないと思うんですが、ただ民生児童委員さんにいたってもいろんな仕事を持っている方もいて、なかなか実態把握が難しい部分もあるのかなと思って聞いている場合もあります。そういう部分もありますので、やはり町の関わりというのも非常に、機械的に、これは違う形、従来のケースと違うから、駄目だということではなく、今これだけ灯油等がやっぱり高くなっていこうとして、成果における環境が変わってきておりますので、この点、町長、何とか改善できないものですか。これ一つ確認いたします。

○副議長（岡本康裕君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課（深山 悟君） 7番米沢議員の御質問の所得の数字的なものにつきまして私のほうから、御答弁いたします。

今70歳というような例として、いろいろ御質問されましたけれども、町の方では、チラシの方にも、何歳以上と所得がいくらというような形でちょっと周知しておりまして、そこでの基準につきましては議員おっしゃれますとおり、生活保護世帯基準の1.2倍未満の方が対象ですというような形になっております。周知しているチラシの中では、65歳の1人世帯につきましては102万円、65歳以上の2人世帯につきましては162万円というような基準もチラシにより、周知しているところでございます。

あと、障がい者につきましては1人、2人というような形でまた、基準があるのですけれども、町の方ではそういった分つきまして、チラシを民生委員さんのほうに回している部分と、あと町民にも、これは全戸配布、チラシを配布して、この数字のほうを周知しているところでありますけれども実際高齢者の方は、今回、保健福祉課につきましては令和3年度から6本の特別交付金を持っておりまして、そういった照会があったときに、一旦その何書い

ていいかわからないから全部持ってきてってというような形で、窓口に来ていただいている部分でございます。そのときに、いろいろと窓口対応しているときに、高齢者の冬の生活支援につきましてこれ、対応なるのかどうかってというようなことをお聞きしながら、年金等々のほかの所得がちよっと町では把握できませんので、そういったことを聞きながら申請していただいて、有効に活用していただきたいという対応で、現在も事務を進めているところでございます。

以上です。

(会場より「あと、改善できないか」という声あり。)

○副議長(岡本康裕君) 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課(深山 悟君) あと、町からの声かけということなんですけれども、やっぱり対象者が特定できないものですから先ほどの年金の所得とかがちよっとわからなくて、町では個別に声かけできないものですから、防災無線等々で周知をして、まだしてないと申請してない人については、保健福祉課のほうに照会なり、来てくださいという、声かけという部分でとどまっているところでございます。

以上でございます。

○副議長(岡本康裕君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければこれをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって議案第1号令和4年度上富良野町一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○副議長(岡本康裕君) 日程第4 議案第2号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(鎌田理恵君) ただいま上程いただきました議案第2号、令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第5号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

特定防衛施設周辺整備調整交付金に係る施設の厨房用備品購入の事業追加に伴い、所要の補正を行うものであります。

それでは、以下、議案の説明につきまして、議決項目の部分のみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号を御覧ください。

議案第2号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第5号)。

令和4年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第5号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ365万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,794万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区別及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

1頁をお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と、補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金320万円。

7款繰入金45万円。

歳入合計、365万円。

2、歳出。

2款サービス事業費。

2、施設介護サービス事業費365万円

歳出合計、365万円。

以上で議案第2号令和4年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第5号)の説明といたします。

御審議いただきまして御議決賜りますようお願い申し上げます。

○副議長(岡本康裕君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

○副議長(岡本康裕君) ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければこれをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(岡本康裕君) 起立多数であります。

よって、議案第2号令和4年度上富良野町ラベンダー
ハイツ事業特別会計補正予算(第5号)は、原案のとおり
可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○副議長(岡本康裕君) 日程第5 議案第3号専決処
分の承認を求めることについて(令和4年度上富良野町
病院事業会計補正予算(第5号))を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(長岡圭一君) ただいま上程いただき
ました、議案第3号専決処分の承認を求めることにつ
いて(令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第
5号))につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

本件につきましては、病院改築事業整備に係ります、子
どもセンター解体工事中、新たにアスベストが発見され、
解体工事の工期上、早期に除去処理を行う必要があるこ
とから、その所要する経費の予算計上につきまして、緊急
を要することから、補正予算を調製し、11月2日付けで
専決処分を行ったところであります。補正の概要ですが、
アスベスト除去費工事に伴います追加による経費と、あ
と、関連として企業債、限度額を変更するものでござい
ます。

このようなことから、地方自治法の規定により、予算の
内容を議会へ報告するとともに、承認を賜りたく、本議案
を上程するものであります。

以下、議案を朗読し説明とさせていただきます。

議案第3号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記の事
項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項
の規定により報告し、議案の承認を求めます。

記。

処分事項。

令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第5号)。

次頁をお開きください。

専決処分書。

令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第5号)
を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のと
おり専決処分する。

令和4年11月2日。

上富良野町長、斉藤繁。

次頁をお開きください。

令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第5号)。

(総則)。

第1条、令和4年度上富良野町病院事業会計の補正予
算(第5号)は次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予
算額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入380万円。

第3項企業債380万円。

支出。

第1項、資本的支出380万円。

第2項、建設改良費380万円。

(企業債)。

第3条、予算第7条に定めた企業債の変更は、「第1表
企業債補正」による。

次頁をお開きください。

企業債の補正につきましては、先ほど御説明したとお
り、アスベスト除去工事の追加に伴います変更をするも
のでございます。

第1表、企業債補正。

(1)変更。

起債の目的。

町立病院改築整備事業(実施設計、子どもセンター解体
等)。

限度額。

補正前1億3,020万円。

補正後1億3,400万円。

次頁以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第3号専決処分の承認を求めることにつ
いての説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしく
お願いいたします。

○副議長(岡本康裕君) これをもって提案理由の説明を
終わります。

これより質疑に入ります。

○副議長(岡本康裕君) 7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) お伺いいたします。これは、緊急
事態ということでアスベストが出てきたということの、
それに関わる費用という形で本当にやむを得ない部分
があるのかなというふうに思います。

合わせてお伺いしたいのは、こういったスペース等々
が出てきた場合にまた補正予算というのが、当然必要に
なってくるかというふうに思います。そこをまず確認し

たいと思います。

さらにお伺いしたいのは、契約上では、このアスベストの検査というのは、あらかじめ何か所をという形の指定のもとで契約上のもとで、検査が行われているのかどうか。ちょっと詳細についてわかりませんので、仮に指定か所が増えたとしても、現状がどのような状況で、アスベストが配置されているかということが、非常にわかりづらい環境にあるのかなというふうに思いますが、設計上図上で、そういった資料というのは町のほうで保管されているのかどうかちょっとわかりません。

そういうものを合わせて、当然、こことこの箇所は、当然、予測可能なかどうかわかりませんが、そういうことも、今後必要になってきているのではないかなというふうに思いますので、契約上、そういったアスベストの検査というのは、どういう内容で検査がされているのか何箇所されてるのかお伺いいたします。

もう1点伺いたいのは、この起債を借りるということになると当然借金という形になりますので、その借金ということになれば当然この部分に対する交付税の算入というのがあるのかどうかお伺いいたします。

さらにお伺いしたいのは、今後、資材高騰があれば、当然町のほうで借入れをしなければならぬということも繰り返されるということも、もう起きています。そういった場合の、国の支援も当然、必要だというふうに思いますが、他の、まだ勉強不足でわかりませんが、国のこういった部分に対する支援制度というのはあるのかどうか、当然そういったものも含めた、やっぱり財政の健全化を考える場合、やっぱり何らかの国からの支援だとかっていうのも、当然必要な状況にあるというふうに考えますが、この点についてお伺いいたします。

○副議長（岡本康裕君） 町立病院事務長答弁。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、アスベストを今後、発見された場合の補正の対応ということでありまして、現在も当初予算には、アスベストの除去費というのは、含まれてございません。ですので、今後、アスベストが発見された場合につきましては、補正の対応になるかなと思いますけれども、今現在も子どもセンターにつきましては、大方の部分、今、アスベスト除去は終了しまして、解体の状況となっておりますので、今後、子どもセンターにつきましては、アスベストが発生する可能性はもうないかなと考えております。

また、2つ目の契約時の調査、アスベスト調査のポイント数等の御質問だと思いますけれども、契約時の仕様書等のアスベスト調査に関するところにつきましては、何箇所、こちらの町から、何箇所、調査してくださいという

ような、示してはございませんけれども的確にアスベストがある。実際、あるようなところの調査をお願いしているわけでございますけれども、今回子どもセンターにつきましては、当初17箇所調査を行っているのが現状でございます。

また、アスベストに関する、財源であります起債の借入れということで今回も行ってございますけれども、当然起債のアスベストに関しても、起債での財源といたしますので、交付税のバックはあるというようなことで認識してございます。

（会場より「物価高騰」という声あり。）

○副議長（岡本康裕君） 総務課長答弁。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま7番米沢議員のアスベストの除去に関する財源措置という形で、今回予算で企業債を充てていますが、企業債については前にも説明したとおり、公営事業債、過疎債ともに50%の割合で、財源、起債の借入れをできるところでございます。

企業債についての交付税措置は、おおむね25%程度の交付税措置。過疎債については、70%程度の交付税措置ということでございます。

そして合わせまして、アスベストに対する補助金の関係ですが、これについてですが、現在アスベストに対する補助金がついているのは、制度はございませんので、全額企業債で、財源措置するというような形になっております。

以上でございます。

○副議長（岡本康裕君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければこれをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（岡本康裕君） 起立多数であります。

よって、議案第3号専決処分承認を求めることについて、令和4年度上富良野町立病院事業会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○副議長（岡本康裕君） 日程第6 議案第4号令和4年度上富良野町立病院事業会計補正予算（第6号）を議題いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(長岡圭一君) ただいま上程いただきました議案第4号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第6号)につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

補正の概要ですが、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とします医療機器購入の事業についてであります。

調整交付金の2次配分等と一般会計からの出資金を合わせまして、医療器械整備のための増額補正をお願いするものでございます。

今回購入予定の医療機器につきましては、機器更新分といたしまして、新連携及び検査データ管理システム一式、血液ガス分析装置及び電子式診断用スパイロメーター。また、新規購入につきましては、ベッドサイドモニター、見守りスキャン、眠りスキャンです。合わせて5品目でございます。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第4号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第6号)。

(総則)。

第1条、令和4年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

補正予算額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入1,450万円。

第1項出資金150万円。

第2項補助金1,300万円。

支出。

第1款資本的支出1,450万円。

第2項建設改良費1,450万円。

重要な資産の取得及び処分。

第3条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産。

種類、医療機械。

名称、心電計及び電子検査データ管理システム。

数量、一式。

次頁以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第4号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算(第6号)の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長(岡本康裕君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

○副議長(岡本康裕君) 7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) お伺いいたします。

恐らく耐用年数という形で、修理も増えてきたという形の中でも、更新等がということで、これまでもやむを得ないものだというふうに思います。伺いたいのは、この記述の中にも、新病院になった場合、引き続きこれは、継続的にまた使用されるものという形の表記にもなっております。そうしますとこれは、既に新病院が開業したとき段階で、耐用年数が迎えるものも若干あるのかなというふうに見ておりましたが、そういうものも含めて、これは全体的に新病院になったとしても引き続き、利用できるという解釈でよろしいのかどうか。

病院建設ということになれば、町の財政の、やっぱり一定、健全化ということも、ありますのでそういった意味で、物を大切にしながら使えるものは、継続的に使うということが基本だというふうに思いますが、ここの確認をしておきたいというふうに思います。

あとは、これはもう、どうしても変えなければ、あるいは、新規で更新しなければならぬという、そういうものだというのを、もう1度確認しておきたいと思います。

○副議長(岡本康裕君) 町立病院事務長。

○町立病院事務長(長岡圭一君) 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、今回の備品が新町立病院にも利用できるかどうかということでありまして、今回、購入予定の5品目につきましては、配線等の設備、今現在の病院に設備等は要しないということから、持ち運びができるものとなっておりますので、新病院でも当然利用できるものと考えてございます。

また、現在、町立病院にあります、様々な備品につきまして、新しい病院に移行するもの、もしくは、更新するもの等の仕分につきましては、現在も、各部署からヒアリング等を行いまして、調整を進めているところでございますけれども、やはり今現在の病院に設置というか設備も含めて設置している大きなもの、例えば、CTとか、そういったものにつきましては、移動がというか新しく新しい病院に持っていくことが困難となりますので、そういったものにつきましては更新をせざるを得ないかなと考えてございます。

以上です。

○副議長(岡本康裕君) 7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) CTについては持っていき、私、専門で大丈夫かわかりませんので、持ち運びができるか

どうかってということになれば恐らく固定されているものだというふうに思いますので、そこら辺は、確認しておきたいと。

○副議長（岡本康裕君） 町立病院事務長答弁。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

CTにつきましては現在放射線室に設置していますが、固定されているものでありますので、移動となると、移動出来ない、できるかどうかということ、できる可能性もありますけれども相当困難な状況だと思われま。

以上です。

○副議長（岡本康裕君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければこれをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（岡本康裕君） 起立多数であります。

よって、議案第4号令和4年度上富良野町病院事業会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○副議長（岡本康裕君） 日程第7 議案第5号上富良野職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました、議案第5号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本年8月に人事院は、国家公務員の給与及びボーナスについて、民間が公務員を上回り、その格差を解消するため、引き上げる勧告がなされ、当該勧告どおり実施する旨、閣議決定を経て、この度、法改正がなされたところであります。

本町の職員の給与についても、人事院勧告及び国家公務員給与の改正内容を参酌し、所要の改定を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容についてであります。1点目といたしまして、月例給については、民間との格差を解消するた

め、1級の初任給を大卒3,000円、高卒4,000円引き上げるとともに、若年層に重点を置いた引き上げを行うもので、平均0.3%の引き上げ改定を行うものであります。

2点目としまして、期末・勤勉手当については、民間の支給割合に見合うよう、現行、年間4.3月を4.4月に0.1月分引き上げ、再任用職員にあつては0.05月分を引き上げるもので、引き上げ分は勤勉手当に配分を行うものであります。

以下議案につきましては、条例の朗読を省略させていただきます。条をおつて、その主な改正点を説明させていただきます。

改正条例第1条は、令和4年12月1日から施行し、月例給については、令和4年4月1日に遡及適用、勤勉手当については、令和4年12月1日に適用する内容で、勤勉手当の改定については、一般職員0.1月分、再任用職員0.05月分を引き上げ、配分する引き上げ分については、本年12月支給分に配分し、月例給の改定は別表第1、別表第2で規定している行政職給料表及び看護職給料表の改正を規定するものであります。

改正条例第2条につきましては、令和5年度以降の勤勉手当について、一般職員については6月分及び12月分にそれぞれ0.05月ずつ、再任用職員については0.025月ずつ配分し、令和5年4月1日から適用するものであります。

なお、附則についてですが、第1項及び第2項は、前段説明したとおり、当該条例の施行日及び適用日を規定するとともに、第3項は、月例給の遡及適用により、改正前の給料表の給与については、改正後の給料表の給与の内払いとみなす規定であります。

また、当該改正による影響額については、月例給、勤勉手当遡及適用に要するものとして全会計で900万円程度と見込んでおります。

以上で、議案第5号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（岡本康裕君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければこれをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○副議長（岡本康裕君） 起立多数であります。

よって、議案第5号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○副議長（岡本康裕君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和4年度第6回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前10時58分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

令和4年11月28日

上富良野町議会議長 村上 和子

署名議員 中瀬 実

署名議員 中澤 良隆